## 広島県産業廃棄物埋立税条例(平成十四年広島県条例第二十六号) 【新旧対照表】

改 正 後	改 正 消
三~五 (略) 処理産業廃棄物をいう。 二 中間処理産業廃棄物 廃棄物処理法第十二条第五項に規定する中間一 (略) 本号に定めるところによる。 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該(定義)	三~五 (略) 処理産業廃棄物をいう。 二 中間処理産業廃棄物 廃棄物処理法第十二条第三項に規定する中間一 (略) 各号に定めるところによる。 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該(定義)